

志摩市教育委員会会議録

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1. 会議の種類 | 令和6年第3回定例会 | |
| 1. 招集年月日 | 令和6年3月14日(木) | |
| 1. 開催年月日 | 令和6年3月21日(木) | |
| 1. 開催場所 | 志摩市役所405会議室 | |
| 1. 招集をした者 | 舟戸 宏一 | |
| 1. 委員数 | 4名 | |
| 1. 出席委員 | 山下 行重 坂中 小百合 柴原 千峰 茶呑 潤造 | |
| 1. 欠席委員 | | |
| 1. 会議に出席した者 | 教育部長
教育総務課課長
学校教育課長
学校教育課副参事兼管理主事
総合教育センター長
生涯学習スポーツ課長
文化振興監兼歴史民俗資料館長 | 井上 辻明
山本 富紀
金光 孝裕
村井 浩志
澤田 真仁
前田 和久
天白 りか |
| 1. 傍聴人 | 0名 | |
| 1. 事項 | | |

教育長	定刻となりましたので、ただいまより令和6年第3回定例教育委員会を開会いたします。事項書の日程に従いまして、進めさせていただきます。
日程第1	会議録署名委員の指名
教育長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、1番山下委員を指名します。よろしくお願いいたします。
委員	よろしくお願いいたします。
日程第2	教育長報告
教育長	日程第2、教育長報告については、お手元に配付のとおりです。教育長報告について質疑はございませんか。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	2月28日の高校学校活性化推進協議会の内容を教えていただきたいです。
教育長	今年度、活性化推進協議会は第3回目になったかと思いますが、新しく何かを決めるという議事はありませんでしたが、1クラスになりました志摩高校、鳥羽高校、度会高校の今後をどうしていくかということ、令和7年度あたりに結論を出す必要があるのではなかという方向性が示されました。これからも子どもたちの減少が続きますので、それに対応した動きということで、見通しを明らかにしたというのが今回の1番の議題になりました。引き続き、令和6年度審議をし、令和7年度に繋げていきたいという方向で確認がされたということでございます。よろしいですか。
委員	はい、わかりました。
教育長	他いかがでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようでしたら教育長報告は終わり、次へ進めます。
日程第3	議案第27号 志摩市保護者等連絡システム運用管理規則の一部改正について

教育長	日程第3、議案第27号 志摩市保護者等連絡システム運用管理規則の一部改正についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	学校教育課です。議案第27号、志摩市保護者等連絡システム運用管理規則の一部改正について説明させていただきます。資料は2ページから4ページをご覧ください。前回の定例教育委員会で当システムの配信に関する部分についてご承認いただいたところですが、株式会社デンソーウェーブによる、商標登録された「QRコード」という文言の使用を避けるため、第4条第1項中「QRコード」を「二次元コード」に改めさせていただきます。説明は以上となります。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。
教育長	説明ありましたが、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようでしたら、採決に移ります。議案第27号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第27号は可決されました。
日程第4	議案第28号 志摩市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一改正について
教育長	日程第4、議案第28号 志摩市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部改正についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	議案第28号、志摩市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部改正についてご説明させていただきます。資料としては5ページからになります。今回の改正は文化施設である志摩市文化会館、阿児アリーナ、磯部生涯学習センター、及び志摩市立図書館、志摩市陶芸館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正で、主な改正としましては、今年度志摩市が電子決裁システムの導入に伴い不要となりました利用許可申請書等の決裁欄の削除と、利用許可申請書等にあり「志摩市教育委員会様」、「志摩市長様」とある宛先を「(宛先) 志摩市教育委員会」、「(宛先) 志摩市長」に改正するものです。その他の改正につきましては17ページの新旧対照表をご覧ください。志摩市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則につきましては第3条にあります「第2条の規定」を「前条の規定」

	<p>に改正し、第7条の児童福祉法の後に「(昭和22年法律第164号)」を追記いたします。</p> <p>次に、31ページの新旧対照表をご覧ください。志摩市陶芸館の設置及び管理に関する条例施行規則についてですが、「第1条の平成16年志摩市条例第118号以下「条例」という。」の「以下「条例」という」所を削除します。以上、ご審議の上ご承認を承りますようお願いいたします。</p>
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、採決に移ります。議案第28号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第28号は可決されました。
日程第5	議案第29号 学校施設等使用規程の一部改正について
教育長	日程第5、議案第29号 学校施設等使用規程の一部改正についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	教育総務課です。よろしく申し上げます。議案第29号、学校施設等使用規程の一部改正についてご説明させていただきます。資料は33ページからとなります。資料の36ページ、37ページの新旧対照表をご覧ください。今回の改正箇所といたしましては、3か所2項目となります。1項目ですが学校施設等使用規程、第2条、第1項及び第2項に記載をされております「第3条」という文言を「次条」に改めさせていただくものでございます。条例や規則などの条文で次の条を指定する場合につきましては「次条」と表記することが一般的であることから今回の改正とさせていただくものでございます。2項目ですが、申請書様式の決裁欄の削除でございます。従来は紙による決裁であった為に便宜上、申請書に決裁欄を設けていましたが、令和5年度から電子決裁となったことに伴い、決裁欄を削除するものでございます。以上で学校施設等使用規程の一部改正についての説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認をいただきますようよろしくお願いいたします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。

各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、採決に移ります。議案第 29 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 29 号は可決されました。
日程第 6	議案第 30 号 志摩市立小中学校情報セキュリティポリシーの廃止について
教育長	日程第 6、議案第 30 号 志摩市立小中学校情報セキュリティポリシーの廃止についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	議案第 30 号、志摩市立小中学校情報セキュリティポリシーの廃止について説明させていただきます。資料は 38 ページ、39 ページをご覧ください。平成 19 年に志摩市立小中学校情報セキュリティポリシーが制定されて以降、平成 29 年に文部科学省によるガイドラインの制定、令和 3 年、4 年にその改正があるなど、学習指導要領の改定、GIGA スクール構想の推進による学校の ICT 化、クラウド化等々を踏まえ参考となるべきガイドラインの動きがありました。また志摩市情報セキュリティポリシーについても、訓令の法形式での連記として制定されていたものを、令和 3 年 10 月 1 日に廃止し同日付で基本方針及び対策基準を内規として定めています。今回、文部科学省のガイドラインを参考とし、志摩市立小中学校情報セキュリティポリシーの見直しを実施するとともに、当該セキュリティポリシーを内規として再構築する為に現行の志摩市立小中学校情報セキュリティポリシーを廃止するものです。説明は以上となります。ご審議の上、ご承認をいただきますようよろしくお願いいたします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	今後再構されるということですが、中身についてはそのまま移っていくのですか。
事務局	文部科学省の情報セキュリティポリシーに関するガイドラインにおいて、新情報セキュリティポリシーは上位の基本方針、下位の対策基準から構成されるわけですが、基本方針については学校の設置者である地方公共団体が設定したものに従

	<p>っていきます。また対策基準については学校を想定したものを対策することが望ましいとされていることから、令和3年10月1日付で運用された市の基本方針は新学校情報セキュリティポリシーをそのまま適用して、その改として対策基準に内規としていくこととなります。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
教育長	<p>他いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
教育長	<p>ないようですので、採決に移ります。議案第30号について承認される方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(挙手)</p>
教育長	<p>挙手全員です。よって議案第30号は可決されました。</p>
日程第7	<p>議案第31号 令和6年度志摩市立幼稚園及び小中学校の教育方針について</p>
教育長	<p>日程第7、議案第31号 令和6年度志摩市立幼稚園及び小中学校の教育方針についてを議題とします。本案については私から説明をさせていただきます。資料はまず幼稚園のものです。こども園になるという動きがありましたので、内容は大きく変わっていませんが、赤字で直してある部分を幼稚園教育から幼児教育という名前への変更が一番大きな変更になります。併せて下のほうにも幼稚園という言葉が出てきたりもしますので、今までなかったものをそこに入れたという事です。そしてコンプライアンスも、昨今重要になってくる事になりますので、それを加えたというところが幼稚園の主な変更で、引き続きより良い幼児教育のための実現という目標を設定し取り組んでいきたいというところになります。</p> <p>続きまして、小中学校での重点目標とありますが、以前は目標に「一人ひとりを大切にし」という言葉がありましたが、それは当然の話ですので、更に一步進めた形で「主体的に取り組み」という言葉にしました。そして「自立と仲間のつながり」は残し、以下、育成の後に「推進」するなどいろいろな言葉があったと思いますが、それらは削ってシンプルにし、来年度「主体的に取り組み、自立し仲間とつながる子どもたちの育成」ということを大きな柱として取り組みを進めたいということで、関連して重点取組の中に「主体的な学習の推進」という文言を入れました。また、幼稚園と同じように4番の所に「コンプライアンス」を入れ、引き続き人づくりの教育を推進するという事で、4月当初各小学校へ通知し、そ</p>

	<p>それぞれの学校の指針にさせていただきたいと思っております。以上、説明とさせていただきます。</p> <p>今の説明に関わって何か質疑があればよろしく申し上げます。</p>
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	表記だけですが、幼稚園の教育方針の下の部分「保育所、保育園、小中学校との連携による継続した取組」の所の保育園というのは、こども園の事だけを指すのか、他にも何か意味があるのでしょうか。こども園だけならこども園と書いたほうが分かりやすいかなと思ったのですが、どうでしょうか。
教育長	こども園を想定してここに入れたのですが、保育所だけでは範囲が狭いのでそこに保育園と入れました。こども園とするかどうかについては、そのほうが適切かどうか検討しないとよく分かりません。
委員	えがおは、なんと呼んでいるのですか。保育所ですか、保育園ですか。
教育長	保育園。
委員	しまの杜は。
事務局	保育園。
委員	それも混ざっているのであれば別に保育園でいいですか。
教育長	そうですね。私立も入ってくるのは確かです。そういう意味では確かにこども園というよりも保育園というほうが範囲は広くなるという解釈になると思います。
委員	市立だけではないということですね。
教育長	そうですね。これは私立にも届けていくものにはなっています。
委員	わかりました。
委員	範囲の問題ではなく名称の問題だと思うのですが、保育所、保育園、こども園とえばよく分かると思うのですが、あまり羅列するのはどうかと思う部分もあるのでご検討ください。

教育長	そういった意見をいただいたという事で、もう一度、こども家庭課と連携しながら適切な表現というのを検討させていただきます。あとは任せていただいてよろしいでしょうか。このままいくかもしれないですし、協議によりこども園を入れたほうが良いという結論になれば入れることもあるということですのでよろしいでしょうか。
委員	お願いします。
教育長	委員。
委員	保育所とこども園の違いをどのように説明したら良いかという所を、上手くするためにどうすればいいですか。
教育長	そうですね。行っていること自体は大きくは変わらないですが、こども園と統一したのは、今までも幼保園という形のものになってきましたので、保育所と幼稚園の機能を併せ持ったものがこども園という認識になるかと思います。保育所は今まで通りの保育所、こども園、鶴方にある幼稚園という3つの住み分けになりますが、果たして中で行っている事が、全てきちんと線引きがされて、保育だけ行っています、教育だけ行っています、という事にはならない所はあるかと思います。特にこども園については幼保園と大きく変わらないかと思いますが、教育と保育、両方を担っている、幼稚園と保育所を併せた機能を持っていると解釈をしていただければどうかと思います。
委員	こども園の卒園式、入園式というのはどうなりますか。
教育長	そうですね。入園式については保育所に準じるということで、こども園で入園式を行うということは無いと聞いてはおります。卒園式については今後また、きちんと調べて報告させていただきたいと思います。
委員	その所は幼稚園の卒園式で保護者の人に聞かれて説明が出来ませんでしたので質問しました。
教育長	預からさせていただきます。それでよろしいでしょうか。他いかかでしょうか。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	先ほど教育長からもお話ありましたが、各学校、あるいは園の教育目標に繋がる

	<p>ものですので、各学校・園にこの重点取組の周知徹底をよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>他いなかでしょうか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
教育長	<p>ないようですので、採決に移ります。議案第 31 号について承認される方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(挙手)</p>
教育長	<p>挙手全員です。よって議案第 31 号は可決されました。</p>
日程第 8	<p>議案第 32 号 令和 6 年度志摩市奨学金の貸与について</p>
教育長	<p>日程第 8、議案第 32 号 令和 6 年度志摩市奨学金の貸与についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。 事務局。</p>
事務局	<p>議案第 32 号、令和 6 年度志摩市奨学金の貸与についてご説明させていただきます。資料につきましては 43 ページからとなります。令和 6 年度志摩市奨学金の貸与予定案ですが、資料 44 ページをご覧ください。まず新規の方でございますが、高等学校相当といたしまして 5 人を見込み、一人あたり 240 千円で 1,200 千円。大学相当につきましても 5 人を見込みまして、一人あたり 360 千円で計 1,800 千円で予定をさせていただいており、高校・大学の合計といたしまして、合計 3,000 千円を見込んでおります。続きまして、継続の方でございますが、高校相当の方の令和 5 年度の申請がございませんでしたので、令和 6 年度は 0 にさせていただいております。大学相当の継続につきましては、令和 5 年度に申請いただいていた方が 4 名お見えですので、全員が継続すると見込み、一人 360 千円で合計 1,440 千円と見込ませさせていただきました。新規と継続の合計といたしまして、14 人で 4,400 千円の貸与を予定させていただいております。以上で令和 6 年度志摩市奨学金の貸与についての説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。</p>
教育長	<p>説明ありましたが、質疑はございませんか。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
教育長	<p>委員。</p>

委員	希望者が重なった場合はどのような選考方法になるのですか。
事務局	新規の方が5名以上という認識でよろしいですか。
委員	はい。
事務局	一応、審査会を持たせていただき選考はさせていただいております。ただ奨学金に若干余裕がございますので、そのあたりは柔軟な対応も検討していく必要があるかなと考えております。以上です。
委員	もう一つ、これは貸与なので、どのような返金方法になるのでしょうか。
事務局	それぞれの学校を卒業された後に1年間の猶予期間を設けておりますので、猶予期間が明けましたら、貸与させていただいております金額の2分の1の額を毎月返してもらう形で運用させていただいております。
委員	半分を返すということでしょうか。
事務局	はい。高校生ですと毎月2万円ずつ貸与させていただいておりますので、返済にあたりましては毎月1万円という形です。
教育長	他いかがでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、採決に移ります。議案第32号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手全員)
教育長	挙手全員です。よって議案第32号は可決されました。
日程第9	報告第4号 県費負担教職員の人事異動内示について
教育長	日程第9、報告第4号 県費負担教職員の人事異動内示についてを議題とします。本案は人事案件のため非公開としたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)

教育長	<p>挙手全員です。よって非公開とすることに決定いたしました。</p> <p>(非公開)</p>
教育長	<p>以上で、報告第4号は承認されました。</p>
日程第10	<p>報告第5号 令和5年度第2回志摩市社会教育委員会議について</p>
教育長	<p>日程第10、報告第5号 令和5年度第2回志摩市社会教育委員会議についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
事務局	<p>生涯学習スポーツ課です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは報告第5号、令和5年度第2回志摩市社会教育委員会議についてご説明いたします。資料については47ページからでございます。令和6年2月26日に市役所4階におきまして令和5年度第2回社会教育委員会議を開催いたしました。議題といたしましては1点目が令和6年度の社会教育関係事業の実施計画についてそれぞれの担当から事業説明を行い、また令和6年度につきましては市制20周年にあたり、ウェルビーイングなまちづくり事業や、図書館においては絵本作家を招いての事業等が行われることを説明いたしました。2点目の議題につきましては意見を求める案件といたしまして、本定例委員会会議においてご提案いただいた新成人18歳へのメッセージについて、18歳を迎える自覚を促し祝福する儀式が地域社会に必要ではないかと意見に対しまして、社会教育委員会議において意見を求めました。さまざまな観点において、質疑、意見等ございましたが、現在最終案を修正中ということで、修正完了後には令和6年4月初旬には、市ホームページ等で新成人18歳に向けてのメッセージを掲載したいと考えております。</p> <p>3点目につきましては社会教育等に関する質問、意見についてでございます。本議題につきまして大きく4点について質疑がございました。1点目につきましては地域学校協働活動の大切さという部分につきまして、市内の学校、管理職においてですね、社会教育の活動役割がどう意識されているかという部分につきまして意見をいただきました。教育委員会、事務局の職員においても、そのあたりをしっかりと踏まえて、意識の共有をはかりながら活動しやすい環境整備に取り組んでいきたいという回答をさせていただきました。</p> <p>そして文化の面ですが、地域の行事・風習において、高齢化、地域コミュニティの衰退が現在進んでいる中でどのように伝えていくのか、その手立てがあればという意見をいただいた点につきましては、しっかりそれらの行事や風習について聞き取り、また写真やビデオ等に収めながら、現在令和4年度、5年度と行っている志摩学という講座も引き続き行っていきたいという回答をさせていただきました。</p>

	<p>そして3点目につきましては地域の役割のなり手、特に町内の老人連合会について高齢者の交流、学びの場が少なくなっていき、どうしていくのかという部分で、老人クラブ活動については市役所地域福祉課が主業務を担っておりますが、町内の連携も含めて、しっかりと現状の把握、情報の共有、連携を含めて検討していきたいと回答をさせていただきました。</p> <p>最後に、中学校の部活動について情報を教えてほしいということで、令和4年度・5年度、この定例教育委員会でもご報告させてもらった部分もございますし、令和5年度におきましてはサッカー種目をモデルとして文岡中学校1校やっております。これを増やせられたという部分もございますし、現在志摩市学校部活動のあり方検討会も設置して、10月、12月、2回開催いたしました。引き続き令和8年度までに、しっかりとこの部活動の移行を進めたいということで説明をさせていただきました。個々の質疑の内容はたくさん意見をいただきました。掲載させていただいている部分もしっかりと読み取りもいただきたいと思います。委員の皆様には多くの貴重なご意見をいただきましたので、今後の事業運営に努めてまいりたいと考えております。以上で報告第5号、令和5年度社会教育委員会議第2回の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
教育長	説明がありました。質疑はございませんか。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	<p>新成人へのメッセージということでご説明いただいたのですが、ご検討いただきましてありがとうございます。この内容についてちょっと意見を話させてもらってもよろしいですか。ホームページでメッセージを発するという案ですが、これで本人たちに伝わるのかなということ、どれだけ効果があるのかなというところが気になりました。せめてハガキ1枚でいいので、本人に伝えるという方法はないのかなと思っています。18歳がほとんど学生だということもあるのですが、それであれば実家に届けることによって、志摩市から成人おめでとうのメッセージが届いていたよということだけでも本人に届くと思います。やはり本人に何らかの形でメッセージを届けるのがベターじゃないかなというのが私の意見です。</p>
事務局	<p>貴重なご意見ありがとうございます。社会教育委員会の中でも、委員がおっしゃいますとおりの意見、ここの47ページの質疑意見の二つ目ですかね、ホームページだけだとメッセージに気づかないかもしれないので学校への周知もしっかりしてほしいという部分もございました。皆さんが行かれているわけではないですが、高校へ通っている生徒につきましては高校においても、文章なりを配らしていただくとありがたいなということで、私共もその部分については高校とは協議していきたいとは思いますが、それに加えてやはり本人にという</p>

	<p>のがもちろん一番大事だと思いますので、これは持ち帰らせていただいて、可能な範囲で対応できるかどうかも含めて検討させていただきたいと考えております。</p>
委員	<p>よろしくをお願いします。</p>
教育長	<p>他よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
事務局	<p>質疑はないようですので、報告第5号は承認されました。</p>
日程第11	<p>その他協議・報告案件について</p>
教育長	<p>日程第11、その他協議・報告案件についてを議題とします。まず、①各課からの行事予定の報告を求めます。質疑は各課報告すべて終わった後、一括して行いますのでよろしくお願いします。</p> <p>事務局。</p>
事務局	<p>教育総務課のスケジュールでございますが、資料51ページをご覧ください。4月16日火曜日13時30分から令和6年度小中学校予算配当説明会を開催させていただきます。4月22日月曜日でございますが、10時から第4回定例教育委員会をこの405会議室で予定させていただいておりますので、ご予約をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
教育長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>学校教育課です。また3月25日月曜日、小中学校の令和5年度の修了式になります。続きまして3月29日金曜日15時より教職員の退職辞令交付式、4月1日月曜日につきましては11時10分より教職員の辞令交付式となります。4月8日月曜日は小中学校始業式、9日火曜日は中学校の入学式、10日水曜日につきましては小学校の入学式、4月11日木曜日が幼稚園の入園式となります。事業としましては4月11日木曜日、人権感覚あふれる学校づくり事業説明会があり、先ほど教育総務課から話がありましたが4月16日火曜日主要事業説明及び予算配当説明会があります。ゴシック体で示されている行事につきましては教育委員会の皆様にもよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。</p>
教育長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>特になしとは書かせてはいただいたのですが、教育総務課・学校教育課から報告</p>

	<p>がありました、主要事業説明会の方には私共も出席させていただきたいと考えております。以上です。</p>
教育長	事務局。
事務局	<p>3月21日 日本日、14時半から志摩市と株式会社タニタヘルスリンクにおける包括連携協定締結式を開催いたします。本事業につきましてはスポーツDX推進事業といたしまして、デジタル田園都市構想交付金の2分の1をいただく事業でございますが、市民の健康状態が現在把握できていない状況の中、健康分析ができるような形、そして誰もが自由に、自由な時間で楽しみながらスポーツや健康づくりに取り組むことができるアプリを導入し、スポーツ推進や健康増進、フレイル予防につなげていきたいということで本提携締結式を開催いたします。3月23日（土）におきましては、能登半島地震支援トークライブ「今、わたしたちができること」ということで、今回能登の地震がございましたが、志摩市からもたくさんの方が支援に行っておられます。重機で道路啓開行かれた方であったり、炊き出しに行かれた方であったりということでそれらの方々、また社協、各全国で今まで被災遭われた熊本や東日本など様々な方々をZOOM等で繋ぎながら、被災地から学べる事などをテーマにしてトークアンドライブを行いたいと考えております。以上でございます。</p>
教育長	それでは一括して質疑を求めますが、いかがでしょうか。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	生涯学習スポーツ課にお聞きしたいのですが、タニタによるスポーツ増進事業について、私は国保の会議にも出席していきまして、そこでも保険医療費の抑制のため健康増進にも力を入れる話が出てきます。例えばこういう観点からでも、そちらの課との連携というのもあるのでしょうか。
事務局	委員がおっしゃいました通り、きっかけとして私共はこの補助金等事業を主として進めておりますが、常々福祉健康推進課・介護総合支援課と、三課連携しながら、スポーツとのきっかけづくりの部分、先ほど言われた保険医療費や健康増進の部分というのは、私共はデータを持っておりませんので、それらのデータとも紐づけもさせていただきながら、しっかりと医療費抑制という部分も一つの大きな柱になっておりますので、先ほど言わせていただいた福祉部局とは、しっかり連携を取り進めていきたいと考えております。
教育長	よろしいですか。

委員	はい。
教育長	他いかがでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、それでは②のその他について移りたいと思いますが、何か報告事項等はございませんか。
事務局	(挙手)
教育長	事務局。
事務局	<p>教育総務課です。2月の定例教育委員会におきまして、令和6年度の定例教育委員会のスケジュールを、お配りをさせていただいたところがございます。早速ですが変更がございまして、本日机に資料を配布させていただきましたが、11月の定例会、11月21日木曜日午前10時からに変更をお願いいたします。それに伴い、勉強会11月20日10時からということで改めてご予定をよろしくお願いたします。別件ですが浜島小中学校のあり方検討会についてですが、行事予定には記載させていただいてないのですが、3月26日午後7時から浜島の生涯学習センターで開催とさせていただいております。前回の会議におきまして、傍聴可ということを確認させていただいておりますのでお時間許すようございましたら、また傍聴もよろしくお願いたします。以上でございます。</p>
教育長	<p>それではこれで、その他協議・報告案件についてをこれで閉じたいと思います。以上で、本日の日程は全て終了しました。次回の定例教育委員会は4月22日月曜日午前10時から4階405会議室で行います。以上で令和6年第3回定例教育委員会を閉会します。どうもありがとうございました。</p> <p>本日の会議を記録し、署名する。</p> <p style="text-align: center;">教 育 長</p> <p style="text-align: center;">委 員</p>